

我孫子市立高野山小学校いじめ防止基本方針

令和6年6月

1 目的（基本理念）

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがなく、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（平成25年度からの定義 文部科学省 HP）

（2）いじめの形態（例：具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・該当児童の机や物を触りたくない等、差別される。
- ・該当児童の私物を断りなく使われる。

（3）いじめ防止のための基本姿勢

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級風土をつくる。
- ② 児童一人一人の自己有用感、自己肯定感、自尊感情を高める教育活動を推進する。

- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図る。互いを思いやる心を養い、自他の「命」を大切にする心の育成。
- ④ いじめの早期発見に努める。
- ⑤ いじめの早期解決のため、当該児童の安全を保証するとともに、校内の組織、関係機関、家庭と協力・連携して、解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ未然防止のための措置

- (1) いじめを許さない、見過ごさない学級・学校風土づくりに努める。
 - ・人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持って周囲に応えようとする心情を高める。
 - ・学級活動や道徳の学習を通して適切な人間関係が築けるように指導していく。
 - 「友だちのよいところさがし」、「ふわふわ言葉とちくちく言葉」等
- (2) 児童一人一人の自己有用感、自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を持たせる。
 - ② すべての教科・領域において、安心して自分を表現できる場の設定や指導方法を工夫する。
 - ③ 学校行事、特別活動（児童会活動、学級活動）、総合的な学習の時間等において一人一人が活躍できる機会を設ける。
 - ・実行委員会を組織し、一人一役を実践する等。
 - ④ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実を図る。
 - ⑤ 授業、生活、友だち関係等で、様々な価値観に触れる機会を設け、互いに認め合いながら折り合いをつける力を養う。
- (3) 生徒指導の機能を生かした授業の推進
 - ・小グループに分かれて互いの考えを出し合い、自分とは違う考え方があることやそのよさを知る等。
- (4) 人との関わりを身につけるための豊かな人間関係作りの実施
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施
- (5) 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進
 - ・友だちと分かり合える楽しさやうれしさを共感できる豊かな心の育成と相互交流の場を工夫することでコミュニケーション力を育成する。
- (6) 情報モラル教育の実施
 - ・情報教育の一環として、スマホやパソコンを使用する上でのネットモラルの学習を行う。
 - (LINE や掲示板の書き込み、個人情報の流通などに伴う危険について)。

3 いじめ早期発見、早期対応のための措置

(1) 早期発見に向けた取り組み

- ・我孫子市いじめアンケート（年2回）（1）と（2）を併せて行う。
- ・教育相談（児童個人面談）の実施（年2回）・・・全児童
- ・Q-U（学級満足度調査）の活用（3年・4年・5年・6年）（年2回）
- ・相談ポストの活用
- ・養護教諭、心の教室相談員、校内支援センター職員、スクールカウンセラーとの連携
- ・学年会、生徒指導部会、いじめ防止対策委員会の活用
- ・学校生活アンケート（年1回）
- ・指導記録（週案）等の記録の活用
- ・スクールライフノート（心の天気の記録）活用
- ・保護者向けの家庭で取り組むチェックリストの配付（市）
- ・様々な職員による、児童の観察及び情報交換
- ・学校出席状況、遅刻、早退等に応じた保護者連絡と相談

(2) 学校におけるいじめのサイン（例）

<ul style="list-style-type: none">・欠席、遅刻、早退の増加・心の天気記録の「雨、雷」マーク・授業開始前の机、椅子、学用品の乱雑さ・学習用具の紛失、過度な忘れ・教科書やノートの破損・特定の児童への配付物の配り方の乱雑さ・急な体調不良・食欲不振・保健室、相談室、校内支援教室の利用の増加・グループ活動時の様子・休み時間の単独行動・係活動や役割決めの時の様子	<ul style="list-style-type: none">・席替え前後の様子・日頃交流のない児童との行動・他の教室の出入り・発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発・凶工や、家庭科等の作品の破損、紛失・特定の児童への発言へのどよめきや目配せ・学級内の決め事による誘導・あだ名・特定児童からの逃避・特定児童の机や椅子、持ち物からの逃避・QU調査による学校満足群の低下・友だちに対する、囲い込み
--	---

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

①生徒指導部会（月1回）

- ・各学年を代表する生徒指導部員が、問題傾向を有する児童について、現状や指導状況について情報交換を行い、共通行動について話し合う。

②いじめ防止対策委員会（学年主任会と兼ねて行う。必要に応じて緊急に開催する。）

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭（いじめ対策委員会…いじめ事案発生時は、該当学年担任と上記メンバーと我孫子市教育委員会アドバイザーで緊急に開催する。）